**システムによる情報の収集・共有等を行うことの法的整理について**

**＜患者情報・健康観察情報の収集・共有＞**

　府又は政令・中核市は、法令に基づき、必要に応じ、患者本人及び医療機関から情報を収集している。　収集した情報を 府及び政令・中核市間で共有することについて、以下のとおり整理。

〇 個人情報の収集については、感染症法第15条第１項に基づき可能。

　　府保健所が、所管内の患者等の要配慮個人情報を収集することについては、大阪府個人情報保護条例第７条第５項の収集禁止の例外事項に該当するため可能。

〇　政令・中核市と府の間で個人情報を共有することは、大阪府個人情報保護条例第８条第１項の個人情報の目的以外の利用及び提供に該当する。

　　　〇 通信回線の利用については、大阪府個人情報保護条例第８条第４項ただし書きにより可能。

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないため、オンラインで個人情報を共有することができる。

　　　〇 通信回線の利用による審議会の意見聴取については、大阪府個人情報保護条例第８条第５項第３号により不要。

**＜患者情報・健康観察情報の国への報告（共有）＞**

本来は、府及び政令・中核市がそれぞれに、健康観察データ等の情報を国に報告するもの。

今回、コロナによる保健所業務の負担軽減のため、府は国と調整の上、府がシステムに入力した情報を国に閲覧してもらうことで「報告」に代えることとし、弾力的に運用を変更した。

　　　政令・中核市も同様に、システム入力によって国への報告に代える、弾力的運用を行っている。

**＜根拠法令**＞

|  |  |
| --- | --- |
| 個人情報の収集（患者⇒府、患者⇒政令・中核市） | 感染症法第15条第１項大阪府個人情報保護条例第７条第５項 |
| 個人情報の国報告（府⇒国、政令・中核市⇒国） | 感染症法第15条第８項 |

※府⇔政令・中核市間の個人情報の共有については、大阪府個人情報保護条例第８条第１項の目的外提供に該当するため、同条第２項第９号に基づき、個人情報保護審議会の諮問が必要。

**＜参考＞**

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）**

(医師の届出)

第十二条　医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一　一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二　厚生労働省令で定める五類感染症の患者(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。)

２　前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

　（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第十五条　都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

８　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

**大阪府個人情報保護条例（抜粋）**

(収集の制限)

第七条

5　実施機関は、要配慮個人情報(番号法第二十条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。)を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第八条　実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報(特定個人情報を除く。第二項及び第四項において同じ。)を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

九　前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。